

議案第8号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年3月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「、安土町」及び「、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。